

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(総務局分)(令和5年9月分)

| No. | 担当課 | 問合せ先 (直通) | 業務名 | 契約業者名 | 契約金額 (税込)(円) | 契約日 | 随意契約の理由及び根拠法令 | 随意契約の 種別 | 備考 |
|-----|-------------|--------------|----------------------------------|---------|-----------------|---------|--|-------------|----|
| 1 | 総務サー ビス課 | 228-2770 | 堺市総務事務センター委託業務 (人事・給与・福利厚生業務) | 株式会社パソナ | 78,978,835 | R5.9.29 | <p>本案件については、令和5年6月26日に公告(総合評価一般競争入札)し、令和5年7月10日に開札したところ、唯一の参加業者の入札額が予定価格の範囲内でなかったため、不調に終わった。その後、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約交渉を行ったが、交渉は成立せず、当該案件は不調となったものである。</p> <p>不調後の対応として、仕様書等の見直しを行い、早期の再度入札を実施する方法も検討したが、参加業者及び現契約業者からは、昨今の人件費等の高騰の影響を大きく受けている旨の説明があり、実際に入札金額と予定価格との乖離も大きいことから、仮に再度入札を執行したとしても成立の見込みが少ない。</p> <p>そのため、補正予算を要求し再度入札を行う予定としているが、当該補正予算が議決されるのが令和5年9月下旬の予定であるため、現契約の契約終了日である令和5年9月30日までに再度入札を執行し、次期業務の受注者を決定する期間を確保することができない。</p> <p>本業務は、採用・退職・休暇等の人事業務の継続的な実施並びに職員への給与の安定的な支給及びこれに付随する社会保険、税等の職員が勤務するうえにおいて不可欠な処理のため、現契約終了以降の令和5年10月1日以降も人事・給与・福利厚生業務を継続して契約する必要があり、仮に業務委託を実施できない場合には、総務事務機能が停止し、職員の勤務に支障をきたす恐れがある。</p> <p>再度の入札により次期業務の受注者を決定するまでの期間については、業務に習熟している現行事業者である株式会社パソナ以外に、準備期間なしに安定的に総務事務センターを運営することができる事業者が存在しない。そのため、現行事業者である株式会社パソナと、次期業務の受注者を決定するまでの期間随意契約を行うものである。</p> <p>なお、契約期間については、予算議決後の再度入札・事業者の決定・契約締結には約2か月を要する見込みであり、その後の現行事業者から次期事業者への業務引き継ぎには少なくとも2か月を要すること、及び本業務の中でも困難な業務と位置付けられる年末調整業務については11月から1月までの間の継続的な業務となり、その間に事業者が変わることは、業務の安定的な実施に支障をきたすことが予想されることから、令和6年1月末までとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p> | 1者随契 | |